

市第 132 号議案

不当利得返還についての訴えの提起

不当利得返還について、次のように訴えを提起する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 山 中 竹 春

被告 横須賀市田浦町 3 丁目 69 番地

一般社団法人総合福祉研究所

代表理事 田 中 浩

2 訴訟物の価額

10,869,069円

3 訴えの要旨

一般社団法人総合福祉研究所（以下「総合福祉研究所」という。）に対し、10,869,069円及びこれに対する令和 4 年 4 月 1 日から支払済みに至るまでの年 3 パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

4 訴えを提起する理由

横浜市は、総合福祉研究所に対し、不適正な請求により総合福祉研究所が過大に受給していた地域生活支援サービス費の返還を請求した。そして、横浜市から督促されたにもかかわらず、総合福祉研究所が当該返還請求に応じないため、訴えを提起するものである。

## 5 裁判所

横浜地方裁判所

### 提 案 理 由

不当利得の返還を求めるため、訴えを提起したいので提案する。

参 考
-----

### 事件の概要

- 1 令和元年6月から  
令和3年9月まで  
横浜市が一般社団法人総合福祉研究所（以下「総合福祉研究所」という。）に対して支出した平成27年5月及び6月並びに平成28年7月から令和元年12月までの地域生活支援サービス費の一部である10,869,069円について調査を行ったところ、総合福祉研究所が地域生活支援サービス費を過大に受給していたことが判明した。
- 2 令和3年11月及び  
12月  
横浜市は、総合福祉研究所に対し、本来受給すべき地域生活支援サービス費等の報告を求めたが、総合福祉研究所はこれに応じなかった。
- 3 令和4年2月17日  
横浜市は、総合福祉研究所に対し、令和4年3月31日を納入期限として10,869,069円の返還を請求した。
- 4 令和4年7月26日  
横浜市は、総合福祉研究所に対し、督促状を発送し、10,869,069円の返還を請求したが、総合福祉研究所はこれに応じなかった。  
。

### 地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第 1 号から第 11 号まで省略)

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略)